

佐伯市移住就労応援給付事業補助金(令和8年度)



※佐伯市に転入後、本市に生活の本拠を置き就労する方

詳しくはこちら
「さいき暮らしな日」

【補助金の主な要件】 ※以下のすべての要件を満たす方が対象となります

- 佐伯市に定住目的（5年以上生活の拠点を置くこと）で住宅を新規に建設・購入・賃貸し、その住宅に居住を始める人（子育て世帯のみ実家等への転入可）
- 次のいずれかの要件に該当すること
 - ア 県外からの移住者等であって、市内事業所（本市で事業を営む個人又は本市に本店、支店、営業所、事業所等を置く法人その他の団体）の正規職員であること
 - イ 県外からの移住者等であって、本市にある法人経営者又は個人事業主
 - ※ 法人登記の写し又は開業届出済証明書の写し等を提出すること
 - ※ 一次産業（農林水産業）は専業であること。
 - ウ 県内等からの移住者等であって、本市にある医療機関等又は介護関係等、タクシー事業所又はバス事業所のいずれかの正規職員あること。
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上佐伯市外に在住していたこと
- 佐伯市に移住して1年を経過していない人
- 佐伯市と移住前の市区町村において納入すべき税金を世帯員全員が完納していること
- 世帯員の中に公務員がいないこと
- 前住所地と佐伯市で、生活保護法における「被保護者」でないこと
- 世帯員の中に移住に関する補助金を交付された人がいないこと
- その他各要件を満たす人

■補助金交付早見表

	転入する人員		新築・建売 中古・賃貸	実家等	備考
	大人	18歳未満の子			
県外からの転入	1人	0人	10万円	×	单身
	1人以上	1人以上	30万円	○	子育て世帯
	2人以上	0人	20万円	×	その他世帯
県内からの転入	1人	0人	5万円	×	单身
	1人以上	1人以上	10万円	○	子育て世帯
	2人以上	0人	5万円	×	その他世帯

■確認事項

【住宅取得及び賃貸物件の制限】

※取得をする住宅（新規建築・建売又は中古物件の購入）又は賃貸する物件（中古・アパート等）の所有者又は管理者が、移住者の3親等以内の親族でないこと。

【補助金の全額・半額返還の基準】

●転出した場合

補助金申請日から、3年未満に市外へ転出した場合 → 全額の返還

補助金申請日から、3年以上5年以内に市外へ転出した場合 → 半額の返還

●就労の変更

補助金申請日から、1年以内に申請時の就労証明書と変更があった場合。 → 全額の返還

●申請時に虚偽の申請や等があった場合 → 全額の返還